

善通寺市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政
援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年3月1日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 上田 博之

第1 監査の趣旨

財政支援団体の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法という。」）第199条第7項の規定に基づき、市が交付金を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市に事務局を置く3団体の運営等について。

第3 監査の方法

3団体への平成23年及び平成24年度交付金に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、担当者から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査執行日及び監査対象団体交付金

監査執行日	監 査 対 象 項 目	交付金額(円)
平成25年2月8日	市連合自治会交付金	3,100,000
	市地区連合自治会交付金	3,950,000
	市環境推進連合会交付金	2,904,000
	農地管理公社事業費等交付金	1,012,000

第5 監査の結果

平成23年度の3団体の事業報告書並びに会計収支決算において、証拠書類等を監査したところ、概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

第6 指摘事項

（善通寺市連合自治会）

今回の監査において、一部地区連合会の平成23年度収支決算報告において、市交付金を超える繰越金並びに積立金がみられた。

ついては、財政援助団体として、交付金を目的にかなった事業に充当するなどして極力、多額の繰越金をださないように留意されたい。

また、地区連合会の収支決算報告書の科目名において、統一されたほうがよいと考えられるので事務局と協議して検討されたい。

（善通寺市環境推進連合会）

今回の監査において、同収支決算報告書において、平成18年8月1日付けで善通寺市長と環境推進連合会長との覚書「善通寺市環境推進連合会が分別収集した資源ごみの売却代金の取扱に関する覚書」で合意された分別収集した資源ごみの売却代金の分配金に係る記載が見られなかった。

今後、事務局と環境推進連合会は同事案を協議されて、その用途にかかる記載をするように検討されたい。

（公益財団法人善通寺市農地管理公社）

今回の監査において、収支決算書の財産目録で流動資産の現金預金406万円余の記載が見られた。同金額が交付金に比較して多額の繰越であったので理由を確認したところ、平成25年度において償却資産のトラクターを更新予定とのことであった。今後は減価償却相当額を、特定資産の農機購入引当資産として計上するよう検討されたい。